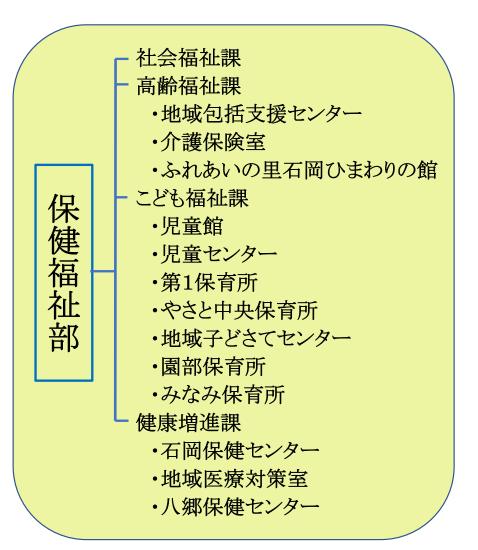
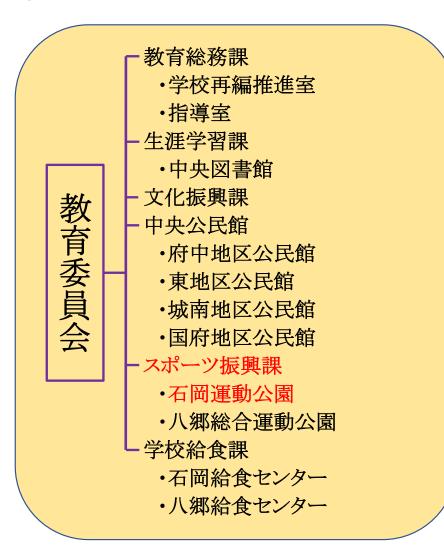


文数厚生委員会が所管する範囲は





文数厚生委員金で電査を行ってきた案件は

- ・ 医療環境の整備充実を求める陳情
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について
- ・ 敬老会事業について
- ・ 複合文化施設における児童館機能について
- 中央・みなみ保育所の送迎バスについて
- ・ 第1保育所園庭整備工事について
- ・ 石岡地方シルバー人材センター施設の解体について
- ・ 緊急診療の清算について
- ・ 地域医療対策事業について
- ・ 新型コロナウイルス感染者への食糧支援について
- 第3期石岡市地域福祉計画について

- 南小学校長寿命化改良工事等設計業務委託契約
- 官製談合防止法違反及び加重収賄に伴う損害賠償 請求について
- ・ 八郷総合運動公園プールの修繕について
- ・ 小中学校における9月1日以降の対応について
- ・ 成人式について
- 10月1日以降の市内小中学校の対応について
- 石岡学校給食センター調理業務委託について
- ・ 郷の本棚やさと図書館の進捗状況について
- 教育委員会事務局における契約事務に関する再発 防止への取組について
- 石岡市運動公園体育館に関する諸工事の不適切な 分割発注に関する決議
- ・ 石岡市教育大綱(案)及び石岡市教育推進計画 (案)の策定について
- ・ 旧学校施設及び旧幼稚園施設の利活用について
- ・ 石岡市通学路交通安全プログラムについて

石岡市運動公園体育館に関する諸工事の不適切な分割発注について

令和元年開催の茨城国体に向けて、 会場となる石岡市運動公園体育館に 関する諸工事を平成30年度に実施。 令和2年10月2日

石岡市が発注した石岡運動公園体育館清掃業務の入札を巡り、官製談合防止法違反の疑いで、教育委員会幹部職員が逮捕される事案が発生。

逮捕事案以外の石岡市運動公園に 関する諸工事について調査する中で、 不適切な分割発注が行われていたの ではないかとの疑惑が持ち上がった。



不適切な分割発注ではないか

工区を分けているが契約業者は同じ

体育館手すり改修工事(合計3,833,200円)

1 工区=1,274,000円(H31年1月29日)

2 工区=1,274,000円(H31年1月29日)

3 工区=1,285,200円(H31年1月29日)

体育館フェンス塗装工事(合計3,229,200円)

1工区=1,080,000円(H31年3月7日)

2 工区=1,080,000円 (H31年3月7日)

3 工区=1,069,200円(H31年3月14日)

体育館トイレ小便器交換工事 (合計5,166,720円)

1F南側=1,287,360円(H31年2月8日)

2F東側=1,296,000円(H31年2月8日)

2F西側=1,296,000円(H31年2月26日)

1F北側=1,287,360円(H31年2月26日)

1つの契約案件(工事)を 複数に分割し、発注金額を 低く抑えることで、競争入 札を回避し、随意契約で発 注したのではないか。

本来、分割発注するので あれば、それぞれ別業者に 発注すべきではないか。

石岡市財務規則第137条で規定する随意契約の 対象(上限)は

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

不適切な分割発注について監査を求める決議

令和2年12月11日 教育福祉環境委員会で委員会提案の監査を求める決議案提出を決定 令和2年12月17日 第4回定例会で監査を求める決議案可決

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり石岡市監査委員に対し監査を求め、その結果 の報告を請求するものとする。

- 1、監査を求める事項。
- (1)石岡市教育委員会が平成30年度末に発注した石岡運動公園体育館に関する工事において、 手すり改修工事、トイレ小便器交換工事、外構フェンス工事が不自然に分割され、いずれも 随意契約で発注されたことの事務的な適正性について。
- (2)上記工事のうち、トイレ小便器交換工事の設計中、1階トイレ南側小便器交換工事に共通費を算定していないことの適正性と、仮に算定した場合には、限度額130万円を超えてしまう工事を随意契約としたことの適正性について。
- 2、監査結果の報告期限。 令和3年第2回定例会まで。

監査報告

令和3年6月8日、令和3年第2回定例会で監査委員が監査結果を報告

| 監査の方法 | あらかじめ監査に必要な関係諸帳票等の提出を求め調査確認をし、 地方自治法第199条第8項の規定に基づき、関係職員から事情聴取等を実施 石岡市教育委員会スポーツ振興課 | | |
|--------|--|--|--|
| 調査対象部署 | | | |
| | ① 令和3年2月17日 教育委員会部長、次長、スポーツ振興課長補佐 | | |
| ヒヤリング | ② 令和3年3月16日 スポーツ振興課長補佐、当時の工事検査職員 契約検査課長、同課長補佐、財政課長 | | |
| | ③ 令和3年4月6日 スポーツ振興課長補佐 | | |

平成30年9月26日

当時の教育委員会幹部職員が茨城国体の際に運動公園体育館に多くのお客様をお迎えするので、安全性ばかりではなく見栄えの部分についても予算の範囲で改修したいとして、 財政課に入札差金(27,000千円)の使用承認を求めた。

平成30年9月28日

現地確認後、その執行が認められた。

入札差金を充当した諸工事① (入札差金 27,311,782円)

| | 入 札 差 金 充 当 工 事 名 | 契約額 | 契約日 |
|----|--------------------------------|--------------|--------|
| 1 | 体育館改修工事付帯工事 誘導灯交換 | 297, 000円 | 10月19日 |
| 2 | 体育館改修工事付帯工事 1F·2F玄関銅製建具改修 | 486,000円 | 10月19日 |
| 3 | 体育館改修工事付帯工事 1F・2Fダウンライト交換 | 399, 600円 | 10月20日 |
| 4 | 体育館改修工事付帯工事 1F玄関扉フロアヒンジ交換 | 167, 400円 | 10月23日 |
| 5 | 体育館改修工事付帯工事 1F・2F出入口パラペット他塗装 | 799, 200円 | 10月23日 |
| 6 | 体育館改修工事付帯工事 1F・2F出入口パラペット仕上げ塗装 | 248, 400円 | 1月10日 |
| 7 | 体育館手すり改修工事(1工区) | 1, 274, 400円 | 2月 9日 |
| 8 | 体育館手すり改修工事(2工区) | 1, 274, 400円 | 2月 9日 |
| 9 | 体育館手すり改修工事 (3工区) | 1, 285, 200円 | 2月 9日 |
| 10 | 体育館防火シャッター安全装置取付工事 | 1, 296, 000円 | 2月21日 |
| 11 | 外構フェンス塗装工事(1工区) | 1, 080, 000円 | 3月 7日 |
| 12 | 外構フェンス塗装工事(2工区) | 1, 080, 000円 | 3月 7日 |
| 13 | 外構フェンス塗装工事(3工区) | 1,069,200円 | 3月14日 |

入札差金を充当した諸工事② (入札差金 27,311,782円)

| | 入 札 差 金 充 当 工 事 名 | 契約額 | 契約日 |
|----|----------------------|---------------|--------|
| 14 | 体育館手すり(東・北)ポリカ交換工事 | 820, 800円 | 3月 7日 |
| 15 | 体育館手すり(西・南)ポリカ交換工事 | 820, 800円 | 3月 7日 |
| 16 | 街路灯門扉塗装工事 | 982, 800円 | 3月14日 |
| 17 | 外構フェンス塗装工事付帯工事(修復) | 496, 800円 | 3月14日 |
| 18 | 外構フェンス塗装工事付帯工事(土工) | 1, 101, 600円 | 3月14日 |
| 19 | 身障者用トイレウォシュレット取付配管工事 | 231, 120円 | 10月20日 |
| 20 | トイレ洗面台水石鹸入れ部品交換工事 | 133, 920円 | 10月24日 |
| 21 | 体育館 1Fトイレ南側小便器交換工事 | 1, 287, 360円 | 2月 8日 |
| 22 | 体育館 2Fトイレ東側小便器交換工事 | 1, 296, 000円 | 2月 8日 |
| 23 | 体育館 1Fトイレ北側小便器交換工事 | 1, 287, 360円 | 2月26日 |
| 24 | 体育館2Fトイレ西側小便器交換工事 | 1, 296, 000円 | 2月26日 |
| 25 | 運動公園内舗装補修工事 | 982, 800円 | 3月14日 |
| 26 | 体育館照明制御設備更新工事 | 5, 799, 600円 | 3月16日 |
| | ①と②の合計 | 27, 293, 760円 | |

監査報告で明らかになった違反行為



体育館手すり改修工事・・10項目

手すりは4面あり、3工区に分割するには無理がある。 石岡市建設工事執行規則第14条の規定に基づく工事完 成検査関係書類は未作成。建設工事執行規則違反である。

外構フェンス塗装工事 ・・・5項目

2月15日に入札不調となり、これにより工期短縮による年度 内工事完了に向けて分割発注に至った。 完成検査関係書類を未作成。





トイレ小便器交換工事5項目

予定価格の決定は、教育長 となる案件だが、 教育部 長名で決定されており、決 裁権限違反。担当課上席者 の検証力の欠如と言わざる を得ない。

完成検査関係書類を未作成。

監査委員の意見

各工事の総額は130万円を超えるにもかかわらず、財政課から年度内完了という条件を付されたとの誤った認識から工期短縮による年度内工事完了を優先させ、組織的に随意契約ありきで分割発注に至ったもの

監査委員の意見(抜粋)

入札及び契約に関して、市民の誤解を招く事のないように適正に執行していくことは言うまでも無く、経済的効率性、競争の公正性、手続きの透明が求められているが、平成30年度に発注した石岡運動公園体育館に関する手摺改修工事、外構フェンス工事及びトイレ小便器交換工事はいずれも分割発注され、随意契約されたことの事務的な適正性、及びトイレ小便器交換工事の設計中、1階トイレ南側小便器交換工事に共通費を算定していないことの適正性と、仮に算定した場合には、限度額(130万円)を超えてしまう工事を随意契約にしたことの適正性については、工事関連資料やヒヤリング内容から、財務規則、建設工事執行規則、事務決裁規定及び文書管理規則に違反している事象や解釈相違している事象が確認され、いずれも極めて不適切で競争の公平性や手続きの透明性に欠けていたといわざるを得ない。・・・

最たる要因は、職員個々の契約業務に係る設計・積算能力の欠如、組織としての適時適切な 指示及び検証力の欠如が大きな問題点である。・・・ 令和3年4月事務決裁規程の見直しに より、予定価格30万円を超える案件(建設工事・その他契約)の起工伺い等について、会計 課・財政課・契約検査課の合議とされたことから、契約事務手続きのチェック体制強化と、 契約業務に係る研修等を実施し、職員の意識改革と個々の能力向上に努められたい。

監査報告を受けての委員会審議

教育部長 (当時の次長) (当時の) 部長・次長・課長・課長補佐による協議で、手すり工事が年度内完了が難しいとして、分割発注するしかないだろうとの結論に至った。

委員会への参考人招致 (石岡市議会委員会条例第59条)

| 当時のスポーツ振興課 課長補佐 | 年度内に諸工事を終えなければならないとの認識が強く、 分割発注を行った。分割発注を指示した上司については記憶が定かではない |
|--------------------|--|
| 当時の教育部長 | ・予算執行残で諸工事を行うことを市長に直訴し了承された。・工事は「とりおり」で1件契約したら別の工事は別業者だと思っていたが、契約回覧が回ってきたらそうではなかった。・国体に向けて業務量が増大することがわかっていたにもかかわらず、職員増に対応してくれなかった。 |
| 当時の教育長 | 契約事務については部長以下の職員が対応していた。分割発注については相談された記憶がない。 |

石岡市運動公園体育館に関する諸工事の不適切な分割発注に関する決議

石岡市教育委員会の参事兼課長(当時)が、平成30年度に発注した石岡市運動公園体育館に関する委託業務に関し官製談合防止法違反及び加重収賄事件により逮捕されるという事件が発生し、他の諸工事契約について調査を進める中で、違法に分割発注された契約が見つかったことから、去る令和2年第4回定例会において地方自治法第98条第2項に基づく監査請求を行い、第2回定例会の開会日に代表監査委員から報告を受けたところである。

この監査報告により、市で定める数々の規定、規則等に違反する等、教育委員会における不適切な事務手続きが明らかになるとともに、その最たる要因として「職員個々の契約業務に係る設計・積算能力の欠如」及び「組織としての適時適切な指示及び検証力の欠如」が厳しく指摘された。これに加え、第2回定例会中に開催した教育福祉環境委員会においては、平成30年度当時の教育長、教育部長、担当者を参考人として招致し、意見聴取を行い、茨城国体開催に向けて準備を進めていた教育委員会の状況を把握したところである。

これらを通じて浮き彫りとなったのは、老朽化した施設の改修工事の入札差金2,731万円を活用した追加改修工事を担当管理職員が強く望み、年度内竣工が絶対であるとの思い込みから、入札手続期間を短縮するため、財務規則等違反である分割発注を行うことで契約金額を低く抑え随意契約という簡易な契約手法を取ったものである。その際、入札を避け分割発注で追加改修工事を行うという意思決定過程の文書は作成されておらず、誰がどのように分割発注を決定・指示したのか参考人からは明らかにならなかった。このことから関係職員は管理職としての職責を自覚することなく、法令遵守義務も果たしていない。ここに当時の教育委員会は、組織としても機能していなかったことが明確となった。さらに、茨城国体を前にその準備に加え、関係施設改修工事を数多く控える中で、業務量の増大に対応した適切な人事配置もなされていなかった。

当市議会は執行部に対し、議会への説明責任を果たすことを求めるとともに、これら問題点の再発防止策の徹底 を図り、市職員全員が法令遵守を旨として業務に取り組んでいく体制を作るよう強く求める。

以上、決議する。

再発防止対策

| | 項目 | 実 施 内 容 |
|---|------------------------|---|
| 1 | 参考見積の徴取方法 の統一 | 参考見積は3者以上徴取し、徴取方法については、ルール化し周知・徹底を図る事で、全職員が同様の対応を図れるようにし、価格の妥当性を 判断できるようにする。 |
| 2 | 標準履行期間の徹底 | 参考見積書徴取時は、標準履行期間も附帯させることで、適切な工期算定を図る。 |
| 3 | 業者選考委員会の年 間スケジュール公表 | グループウエアにより、業者選考委員会の開催スケジュールを公表し、 適正な事業計画の策定を促す。 |
| 4 | 意図的な分割発注へ の対応 | 契約内容の透明性を図るため、随意契約内容をホームページに公表する。 決裁文書のチェック体制を強化するため事務決裁規定の見直しを実施。 |
| 5 | 違反行為に対する指 名停止措置等の強化 | 厳罰化により同様の事案の抑止を図るため、贈賄、独占禁止法違反行為、 談合及び競売入札妨害の市発注工事等による指名停止期間を24カ月か ら36か月へ改正する。 |
| 6 | 教育委員会独自の再 発防止策 | ・随意契約の一覧表の作成 ・他課職員による検査 ・担当者のみでなく決裁権者向けの研修の実施、契約検査課が行う検査 への同席などの実施を、関係部局と調整しながら実施する。 |

関係職員の処分()は当時

(令和3年11月25日発表)

| 所 属 職 名 | 職名 | 年齢 | 処分内容 |
|------------------|------------|----|------------|
| 農業委員会事務局 (教育委員会) | 課長補佐(課長補佐) | 58 | 減給 10% 3箇月 |
| 市長直轄組織(教育委員会) | 主任 (部長) | 62 | 訓告 |
| 教育委員会 (教育委員会) | 部長 (次長) | 57 | 訓告 |
| 教育委員会(教育委員会) | 主任(課長補佐) | 62 | 口頭注意 |
| 生活環境部(教育委員会) | 課長補佐(課長補佐) | 44 | 口頭注意 |

市長コメント

石岡市教育委員会が平成30年度末に発注した石岡運動公園体育館に関する諸工事6事案18件について、入札に必要な手続きを避け、故意に分割して契約又は発注とすることで、不適切な事務処理を行った職員を処分いたしました。

当市職員が不適切な事務処理を起こしたことにより、市民の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことに心より深くお詫び申し上げます。

今後は、不適切な事務処理がないよう、コンプライアンスを徹底し事務を行うとともに、組織として適正な指示及び検証が図れるよう、職員が一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

文额厚结委員会

今後も委員会審査の充実に努めてまいます。

厳しい寒さが続きます。 どうぞご自愛ください。

ご清聴ありがとうございました。